

「共謀罪(テロ準備罪)」法案の国会提出に反対する要請署名

201 年 月 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
法務大臣 金田勝年 殿

〈 要請趣旨 〉

安倍政権は、「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」を新設するための法案（「共謀罪」法案）の新設を狙っています。被害がないのに、犯罪について、話し合い、合意したことを処罰する「共謀罪」は、過去3度にわたり国会に提出され、そのたびに国民の大きな反対によって廃案となったものです。

私たちは、重大な問題点をもつ「共謀罪」法案に反対します。

第1に、「共謀罪」法案は、憲法で保障された思想・信条、内心の自由を侵す法案です。

近代刑法では、被害が生じた場合に、その犯罪行為を処罰することが原則です。そのため、通常の捜査は事件が起きて、誰が犯人かを捜査しますが、「共謀罪」は事件の前の「合意」を処罰するため、その内心（思想・信条）に踏み込んで捜査することになります。

今回予定の法案は、「話し合い・合意」だけでなく、「準備行為」を加え処罰条件を限定しているといわれています。しかし、「準備行為」には限定がなく、「準備行為」に関与していない者も共謀していれば処罰できることから、結局は内心を侵す本質は変わりません。

第2に、「共謀罪」法案は、「テロ対策」どころか、広く市民、団体を監視することになります。

政府は「テロ対策のために共謀罪が必要だ」と強調しています。しかし、共謀罪が適用される犯罪（4年以上の刑の犯罪）は600を超え、「テロ」とはまったく関係のない公職選挙法や道路交通法まで、広く市民生活に関わる犯罪も対象になっています。対象となる「組織的犯罪集団」の定義もあいまいで、市民団体と労働組合も対象にされかねません。

第3に、「共謀罪」法案は、警察の日常的監視、「密告」社会を招きます。

共謀罪が新設されれば、日常的に会話を盗聴する捜査がおこなわれる恐れがあります。戦前の隣組のような市民同士の相互監視・「密告」社会を生み出す危険があります。「おとり」の捜査員を団体に潜入させ、「共謀罪」を成立させて、団体をつぶすことに利用されかねません。

〈 要請事項 〉

- 一 「共謀罪」法案を国会に提出しないこと。

氏名	住所

(取扱い団体) 全国労働組合総連合・自由法曹団・日本国民救援会

(署名送付先) 〒113-8463 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 5階 日本国民救援会 TEL03-5842-5842